

軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付の手続きについて

介護保険制度における軽度者※に対する福祉用具貸与について、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は、保険給付の対象外となっています。ただし、第94号告示第31号イで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、保険給付の対象として福祉用具貸与が認められます。

その判断基準は、原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法（平成12年3月24日厚生省告示第91号）」別表第一の調査票のうち基本調査（以下「基本調査」という。）の直近の結果を用い、基本調査項目の条件を満たしている場合にのみ、該当の福祉用具貸与が認められています（別紙参照）。

申請に必要な書類等については、下記のとおりです。

※要支援1・2の者及び要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置（別紙表中の力）については要介護2・3の者を含む。

記

- 1 申請窓口 葛飾区役所2階201番福祉総合窓口（介護保険課管理係）
- 2 申請できる方 居宅介護（介護予防）支援事業所の計画作成担当者（ケアマネジャー）
- 3 申請に必要な書類
 - (1) 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書
 - (2) 主治医から得た情報として、「主治医意見書」、「主治医診断書」又は「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する主治医所見聴取記録」のいずれかの書類

※ 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付は、主治医の所見確認を前提としています。
主治医所見確認日（主治医意見書・主治医診断書・主治医所見聴取記録の日付）が
担当者会議の日付より後になっている場合は、貸与「不可」となる場合があります
のでご注意ください。
 - (3) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、貸与が必要と判断した
内容が記録された「サービス担当者会議の要点」（介護給付第4表又は予防給付E表）

4 結果の通知について

- (1) 申請書類の内容を確認し、貸与の可否について居宅介護（介護予防）支援事業所の計画作成担当者（ケアマネジャー）あてに通知します。
- (2) 申請書に記載の認定期間が貸与期間となります。また、一度の申請における有効期間は、申請書に記載の認定期間の終了日までとなります。貸与を継続する場合は、再度、確認申請書をご提出ください。

5 軽度者に係る福祉用具貸与の連絡票による仮受付

- (1) ご利用者様が要介護認定申請中、又は3の申請に必要な書類を整えるまでに時間がかかる場合には、「軽度者に係る福祉用具貸与の連絡票」（以下「連絡票」という。）を作成し、窓口もしくはFAXにてご提出ください（FAXでご提出の際は、個人情報の記載にご留意ください）。
後日、申請された際、当該連絡票に記載された貸与開始日（予定日）に遡及して決定します。
- (2) 連絡票を提出した後、軽度者に該当しなくなったときは、連絡票を取り下げますので、担当までご連絡ください。

6 注意事項

- (1) 申請書に記載の認定期間が貸与期間となります。ただし、連絡票による仮受付をしないまま申請が遅れると、申請月の初日までしかさかのぼれません。貸与期間外については自費対応となりますので、ご注意ください。
- (2) 要介護認定申請中の場合、認定結果が見込みより軽く出てしまうこともありますので、福祉用具貸与を検討する際は、事前にご相談ください。
- (3) 認定区分の変更があった場合や、福祉用具貸与品目が増えた場合、居宅介護（介護予防）支援事業所が変更になった場合は、再度、確認申請書をご提出ください。

軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関するQ & A

令和7年10月21日

葛飾区介護保険課 管理係

Q 1 「車いす及び車いす付属品」について、軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する考え方を教えてください。

A 「車いす及び車いす付属品」については、貸与の要件として①日常的に歩行が困難な者又は②日常生活範囲において、移動の支援が特に必要と認められる者に該当することが必要です（別紙参照）。

①に該当しないときは、原則、軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請（以下、軽度者申請という。）が必要になりますが、①に該当しない場合でも、②の要件に該当するかどうかを指定居宅介護支援事業者が適切なケアマネジメントにより判断できる場合は、軽度者申請は不要です。

ただし、確認のため区から提出を依頼する場合がありますので、速やかに提出できるよう、判断の根拠となった資料は必ず作成し、適切に保管してください。

Q 2 基本調査の結果で要件に該当するときは、軽度者申請は必要ないのですか。

A 必要ありません。

軽度者申請は、基本調査の結果では貸与要件に該当しない場合に、i から iii の基準（別紙参照、以下同じ。）に当てはめ、該当するかどうかを区で判断するものですので、基本調査の結果で貸与の要件に該当していることが確認できる場合、軽度者申請は不要です。

Q 3 要介護認定申請中のため、軽度者に該当するかどうか不明です。どうすればよいですか。

A あらかじめ、「軽度者に係る福祉用具貸与の連絡票（以下、連絡票という。）」をご提出ください。後日、要介護認定申請の結果をもとに軽度者申請をされた際、連絡票の貸与開始日（予定日）に遡及して決定します。

なお、要介護認定申請の結果、軽度者に該当しなかった場合は、連絡票を取り下げますので、担当までご連絡ください。

また、申請書類を整えるまでに時間がかかる場合も、あらかじめ連絡票をご提出いただければ、上記と同様の取り扱いとします。

Q 4 軽度者申請をすれば、福祉用具の貸与を開始してよいですか。また、軽度者申請の認定期間が終了した後、引き続き貸与を希望する場合、再度申請が必要ですか。

A 申請後、10 日程度で結果を通知しますので、軽度者として認定されたことが確認できてから、福祉用具の貸与を開始してください。

また、軽度者申請の認定期間の終了後、引き続き福祉用具の貸与を希望する場合は、再度申請が必要です。余裕をもって申請してください。

Q 5 居宅介護（介護予防）支援事業所に変更があった場合には、軽度者申請の認定期間中でも再度申請が必要ですか。また、貸与品目が増えた場合も再度申請が必要ですか。

A 再度申請が必要です。

軽度者申請は担当する居宅介護（介護予防）支援事業所が行い、当該事業所に対して区が適否を確認するものですので、居宅介護（介護予防）支援事業所に変更があれば再度ご申請ください。

また、貸与品目に追加（変更）があるときは、追加（変更）後の貸与品目について貸与条件を確認していただき、必要であれば申請してください。

Q 6 主治医所見聴取記録は、どのように記載すればよいのですか。また、主治医所見聴取記録の日付は、サービス担当学会の要点の記録日の前でなければいけないのですか。

A 主治医所見聴取記録は、対象者が i から iii の基準に該当しているかを判断するものですので、対象者の状態像及び貸与の必要性について具体的に記載してください。

また、主治医所見聴取記録の日付は、サービス担当学会開催前でなければなりません。

軽度者に係る福祉用具の貸与に当たっては、主治医の所見を聴取し、その記録を踏まえてサービス担当学会を開催するため、主治医所見聴取記録の日付はサービス担当学会の要点の記録日の前になります。

Q 7 軽度者申請が不要な場合でも、「書類の提出を求めることがある」との記載がありますが、どのような書類が必要ですか。また、どのような場合に提出が求められますか。

A 「主治医意見書」、「主治医診断書」又は「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付に関する主治医所見聴取記録」のいずれかの書類、及び軽度者に対する福祉用具貸与の必要性が判断できる内容が記録された「サービス担当学会の要点」が必要です。

軽度者申請が必要な場合に区へご提出いただく書類でもありますが、軽度者申請が不要であっても、本来保険給付の対象外となっている軽度者に対し、福祉用具貸与が必要か否かの検討や、必要であると判断した根拠資料の作成は必須であることから、上記書類の作成並びに適切な保管をお願いします。

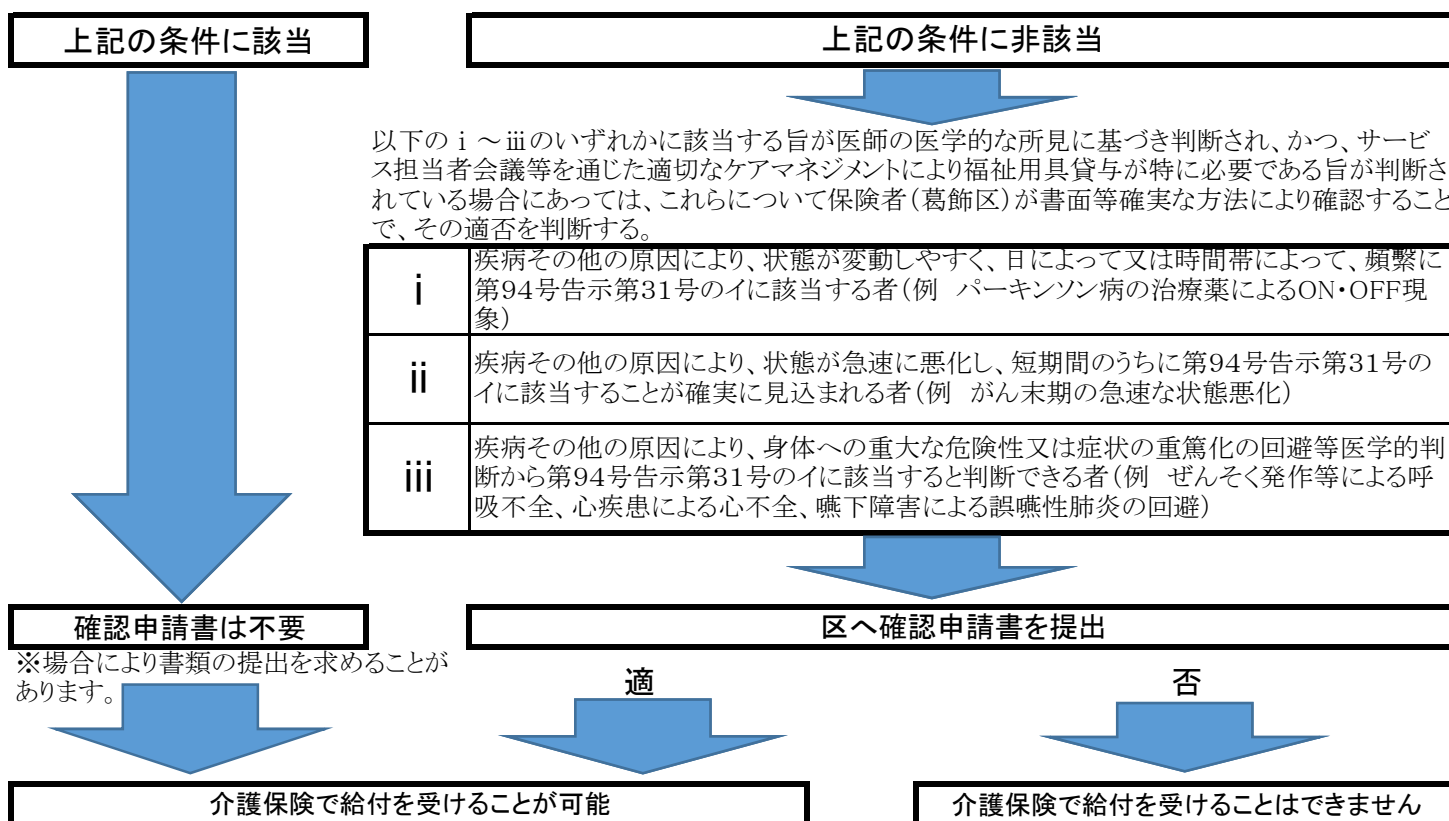
また、区からの提出依頼については、国民健康保険団体連合会からの調査や、介護給付の適正化のため、不定期に実施いたします。依頼があった際は、ご協力のほどよろしくお願いします。

軽度者に係る福祉用具貸与の判断について

【別紙】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (第94号告示第31号のイ)	基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	① 日常的に歩行が困難な者	1-7歩行 「3.できない」
	② 日常生活範囲において、移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査なし 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する ※1
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者 ② 日常的に寝返りが困難な者	① 1-4起き上がり 「3.できない」 ② 1-3寝返り 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3寝返り 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ② 移動において全介助を必要としない者	① 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は3-2～7いずれか「2. できない」又は3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ② 2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) ① 固定式・入浴リフトなど ② 昇降座椅子など※2 ③ 段差解消機など※1	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者 ② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③ 生活環境において段差解消が必要と認められる者	① 1-8 立ち上がり 「3.できない」 ② 2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ③ 該当する基本調査なし 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する ※1
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。) (要介護2、3の者も含む。)	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	① 2-6 排便 「4. 全介助」 ② 2-1 移乗 「4. 全介助」

※1 該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員など軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。※2 昇降座椅子については移乗で判断する。



別紙の根拠法令と略称

- I 対象外種目と貸与要件、基本調査の結果・・・老企第36号通知第二の9(4)①アの表
- II ※1・・・老企第36号通知第二の9(4)①イ
- III ※2・・・軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて（平成19年3月30日厚生労働省老健局振興課通知）
- IV i～iii・・・老企第36号通知第二の9(4)①ウ
- V 介護予防福祉用具貸与については、「老企第36号通知第二の9」を「「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）第二の10」と読み替える。
- VI 老企第36号通知・・・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- VII 第94号告示・・・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）